

○那珂川町建設工事等執行規則

平成19年3月13日

規則第25号

(趣旨)

第1条 町が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの（以下「工事」という。）をいう。）及び工事に関連する設計、調査、測量等の業務（以下「建設工事関連業務」という。）については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(工事等の執行方法)

第2条 工事及び建設工事関連業務（以下「工事等」という。）の執行方法は、直営、請負又は委託によるものとする。

(直営又は委託による工事等)

第3条 工事等は、次に掲げる場合においては、直営で執行する。

- (1) 特に緊急を要し、請負契約又は委託契約を締結する暇がないとき。
- (2) 請負契約又は委託契約を締結することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に直営とする必要があると認めるとき。

2 直営又は委託による工事等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(入札の手続)

第4条 工事等の契約に係る入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札に係る設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。

2 入札は、第4項に規定する契約に係る入札を除き、入札書（様式第1号）を、入札期日に持参の上、町長に提出して行わなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して行う入札にあっては、町長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、町長が別に定める期間内に、入札者の使用に係る電子計算機であって町長が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

3 前項の規定により持参のうえ提出する入札書は、内容が透視できない封筒に封かんされ、当該封筒に入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）が記

載されたものでなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、那珂川町財務規則（平成17年那珂川町規則第46号。以下「財務規則」という。）第65条第2項の規定により、入札書を書留郵便により提出することができる。この場合において、当該郵便により提出する入札書は、入札期日の前日までに町長に到達したものでなければならない。

5 前項の郵便により提出する入札書は、封筒の表面の見やすい所に「入札書在中」及び「親展」の文字が明瞭に記載されたものでなければならない。

（代理人及び委任状）

第5条 入札者が、代理人を使用して入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。

2 代理人は、同一の入札について2人以上の代理をすることができない。

3 入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることができない。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 第4条第2項の規定に違反した入札者に係る入札
- （2） 第4条第4項後段の規定に違反した入札書に係る入札
- （3） 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札者に係る入札
- （4） 金額を訂正した入札書に係る入札
- （5） その他入札に関する条件に違反した入札者に係る入札

2 町長は、前項第3号に該当する入札に係る入札者について、当該工事等の箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることができる。

（再度入札の参加の制限）

第8条 町長が最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格に満たない価格の入札をした入札者は、再度の入札に参加することはできない。

（落札通知）

第9条 町長は、落札後直ちに落札者に文書又は口頭をもってその旨を通知する。

(契約書の提出)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内の期間に、様式第2号から様式第4号までの契約書を作成して町長に提出するものとする。

2 前項の期間の計算に当たっては、那珂川町の休日を定める条例（平成17年那珂川町条例第2号）に規定する休日は、当該期間に算入しないものとする。

3 第1項の期間内に契約書を提出しないときは、その落札は効力を失う。

(議決事件に係る請負契約の締結)

第10条の2 那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年那珂川町条例第51号）第2条の規定による議会の可決があったときには、契約の効力発生の通知を（様式第5号）により行うものとする。

(工事に係る契約保証金の免除の特例)

第11条 町長は、入札に付する額が500万円以上の工事の請負契約を締結しようとするときは、財務規則第75条の規定にかかわらず、当該契約に係る契約保証金を免除しないものとする。

(前金払)

第12条 町長は、次の表の左欄に掲げる契約に係る支出については、前払金の方法によることができる。この場合において、当該支出に係る前払金の限度額は一契約一会計年度につき、同欄に掲げる契約区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

契約の区分	額
1 請負代金の額が500万円以上の請負契約	請負代金の額（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。第4号の額の欄及び第3項において同じ。）に100分の40を乗じて得た額
2 業務委託料が300万円以上の設計又は調査の委託契約	業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、調査の委託契約当該支出すべき年度における額。次号の額

	の欄において同じ。) に100分の30を乗じて得た額
3 業務委託料が200万円以上の測量の委託契約	業務委託料に100分の30を乗じて得た額
4 請負代金の額が3,000万円以上の土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造の契約であって、当該機械類の納入に3月以上の期間を要するもの。	請負代金の額に100分の30を乗じて得た額

2 町長は、前項の規定により計算した額が、一契約一会計年度につき3億円を超えるときは、入札者に対し、その旨を公告、通知その他適当と認める方法で周知するものとする。

3 町長は、第1項の表第1号の契約の区分の欄に掲げる契約に係る支出については、中間前金払（同項の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下この項において同じ。）の方法によることができる。この場合において、当該支出に係る中間前金払の限度額は、1契約1会計年度につき、請負代金の額に100分の20を乗じて得た額とする。

（準用）

第13条 第4条から第6条まで及び第9条から前条までの規定は、随意契約における場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項	契約に係る入札（以下「入札」という。）に参加する者	随意契約について見積書を提出しようとする者
	入札者	見積者
	入札に係る	随意契約に係る
	入札に参加する	見積書を提出する
第4条第2項	入札は	随意契約は
	入札書を	見積書を
	入札書（様式第1号）	見積書

	入札期日	町長が指定した期日
第4条第3項	入札書	見積書
	入札者	見積者
第4条第4項	入札書	見積書
第4条第5項	入札書	見積書
第5条第1項	入札者	見積者
	入札を	見積書の提出を
第5条第2項	入札	随意契約に係る見積書の提出
第5条第3項	入札者	見積者
	入札に	随意契約に係る見積書の提出に
第6条	入札者	見積者
	入札を	随意契約を
	入札に	随意契約に
	入札の執行	随意契約
第9条	落札後	契約の相手方を決定後
	落札者	当該契約の相手方
第10条第3項	落札	契約の相手方の決定
第11条	入札	見積り
第12条第2項	入札者	見積者

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の那珂川町建設工事等執行規則の規定により、なされている入札及び見積りに係る請負契約の締結並びに既に締結されている請負契約の工事については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月9日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月28日規則第25号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

様式第1号(第4条関係)
(その1)

入札書		(第 回)
		年 月 日
那珂川町長	様	
		住 所
		商号又は名称
		代表者氏名
1 工 事 名		
2 工 事 箇 所		
3 金 額	円	
4 入札保証金	円	
那珂川町財務規則、那珂川町建設工事等執行規則、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。		

(厚紙11g 縦11cm、横18cm)

(その2)

入札書		(第 回)
		年 月 日
那珂川町長	様	
		住 所
		商号又は名称
		代表者氏名
1	委託業務名	
2	委託箇所	
3	金 額	円
4	入札保証金	円
那珂川町財務規則、那珂川町建設工事等執行規則、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。		

(厚紙11g 縦11cm、横18cm)

様式第2号（第10条関係）

那珂川町建設工事請負契約書

収 入
印 紙

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 工 期

年 月 日から

年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)
- 6 契約保証金

円
- 7 解体工事に要する費用等

別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、
各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自
1通を保有する。

年 月 日

発 注 者

住 所
氏 名

印

受 注 者

住 所
氏 名

印

様式第4－2号（議決事件に係る変更契約書の様式）（第10条関係）

那珂川町建設工事変更請負仮契約書

収入
印紙

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 変 更 工 期

年 月 日から

年 月 日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 前請負代金に対する増減額

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額円)
- 6 請負代金変更増減額に対する契約保証金円
- 7 設計図書 別冊のとおり
- (8 解体工事に関する費用等 別紙のとおり)

この契約書は、この契約の締結に係る那珂川町議会の議決（那珂川町長の専決処分を含む。）があったときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

上記工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。
この契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所
氏 名 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

様式第5－1号（議決があったときの通知）（第10条の2関係）

第 号
年 月 日

受注者 様

那珂川町長

工事請負契約の締結について（通知）

年 月 日仮契約を締結した 工事については、 年 月 日に那珂川町議会の議決があったので、次のとおり通知します。

記

- 1 本契約の締結日 年 月 日
- 2 工 期 年 月 日 から
年 月 日 まで

（注）専決処分の場合は、上記のアンダーラインを付した部分を次の文言と入れかえる

那珂川町長の専決処分

様式第 5－2 号（議決があったときの通知）（第 10 条の 2 関係）

第 号
年 月 日

受注者 様

那珂川町長

工事請負契約の締結について（通知）

年 月 日変更請負仮契約を締結した 工事については、
年 月 日に那珂川町議会の議決があったので、次のとおり通知します。

記

- 1 本契約の締結日 年 月 日
- 2 工 期 年 月 日 から
年 月 日 まで

（注）専決処分の場合は、上記のアンダーラインを付した部分を次の文言と入れかえる

那珂川町長の専決処分

様式第6号（その2）

那珂川町業務委託変更契約書

収 入
印 紙

- 1 委託業務の名称
- 2 委 託 箇 所
- 3 変更履行期間

年 月 日から

年 月 日まで
- 4 前業務委託料に対する増減額

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増減額 円)
- 5 業務委託料増減額に対する契約保証金 円
- 6 設計図書 別冊 のとおり

年 月 日締結した業務委託契約は、那珂川町業務委託契約書第 条の規定に基づき、上記のとおり変更委託契約を締結する。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条項を遵守するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所

氏 名 印

受 注 者 住 所

氏 名 印

(総 則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定めることができる。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 乙は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事工程表を作成して、甲に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 乙は、請負契約を変更する場合においては変更の工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。
- 3 乙は、甲から請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を請求されたときは、請

求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 第1項の規定は、請負代金額が100万円未満の工事には適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りではない。
- 5 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(工事の着手)

第4条 乙は、請負契約締結の日から7日以内に工事に着手しなければならない。

(契約の保証)

第5条(A) 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等又は保証事業会社の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(定額てん補特約を付したものに限る。)
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条(B) 乙は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、甲は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定

による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 乙は、工事の一部について下請負人を決定したときは、直ちに下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第10条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。)

また、同条第3項に該当する場合は専任の技術者とする。

ただし、当該工事が同条第4項の工事にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第12条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第13条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、そ

の結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡すものとする。この場合において、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該支給材料又は貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を乙が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を

処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第18条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときに限り工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(条件変更等)

第19条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、甲が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、甲が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
 - 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第22条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

- 第23条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあつては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフ

レーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の処置)

- 第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、

甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 甲は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第26条から第28条まで、第30条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 甲は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認められる場合には、甲が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、第1項から第2項まで及び第4項から第6項までの規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第33条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」とい

う。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 甲は、第32条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。ただし、前払金は町長が特に認める場合を除き3億円を限度とする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、3分の2)を超えるときは、甲の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、第38条の支払いをしようとするときは、甲はその支払額の中から超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同

項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第38条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は工期中 回を超えることはできない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ (9/10－前払金額/請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相應する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相應する請負代金の額×(1－前払金額／請負代金額)

(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び出来高予定額は、甲乙間で締結する「栃木県建設工事請負契約に基づく協定書」によるものとする。

- 2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計

図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第43条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 乙は、甲が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないと

きは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第45条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第32条第5項又は第6項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合には1年以内に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事の場合は2年以内に、行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合(構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。)には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第46条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することが

できる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第47条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 乙は、前項の規定により保証人が選定し甲が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から甲に対して、この契約に基づく次の各号に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) かし担保債務(乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 甲は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(甲の解除権)

第48条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第50条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第48条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

第49条 甲は、工事が完成するまでの間は、第48条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第50条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第51条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を

- 乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第49条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
 - 4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第48条又は第48条の2の規定によるときは甲が定め、第49条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第52条 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、請負代金額(請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、甲が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

(火災保険等)

- 第53条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。
 - 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第54条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金(以下「賠償金等」という。)を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年3.7パーセントの割合で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。
- 2 甲は、甲の支払うべき請負代金の支払の日までに、乙の支払わなければならない額が支払われていない場合には、請負代金と乙の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
 - 3 前項の追徴をする場合には、甲は請負代金と乙の支払うべき額とを相殺した日から、乙が相殺後に支払うべき追徴金に対して、乙の支払いの日まで年3.7パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第55条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第1

3条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第56条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第57条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工 事 箇 所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び請負者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その
仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は
第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

年 月 日

発注者 

請負者 

〔裏面〕

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

別 紙(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 _____ 千円(税抜き)

(直接工事費で受注者の見積金額)

- 注) ・解体工事の場合のみ記載
- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 裏面のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 千円(税抜き)

(直接工事費で受注者の見積金額)

注) 運搬費を含む。

(裏面)

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

別 紙(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 _____ 千円(税抜き)

(直接工事費で受注者の見積金額)

- 注) ・解体工事の場合のみ記載
- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 裏面のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 千円(税抜き)

(直接工事費で受注者の見積金額)

注) 運搬費を含む。

(裏面)
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

別紙(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 _____ 千円(税抜き)

(直接工事費で受注者の見積金額)

- 注) ・解体工事の場合のみ記載
- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 裏面のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 千円(税抜き)

(直接工事費で受注者の見積金額)

注) 運搬費を含む。

(裏面)

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

(総 則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の業務主任技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の業務主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めることができる。
- 5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第51条の規定に基づき、甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(委託業務工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて委託業務工程表を作成して、甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、委託契約を変更する場合においては変更の委託業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定は、業務委託料が50万円未満の委託契約については適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りではない。
- 4 委託業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(業務の着手)

第4条 乙は、委託契約締結の日から7日以内に業務に着手しなければならない。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等又は保証事業会社の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(定額てん補特約を付したものに限る。)
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲に承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第7条 乙は、成果物(第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第8条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下本条において「特許権等」という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第10条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の業務主任技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承

諾又は回答

- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務主任技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により、甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務主任技術者)

- 第11条 乙は、業務の技術上の管理を行う業務主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第12条 乙は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する業務主任技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

- 第13条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

- 第14条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(業務主任技術者等に対する措置請求)

- 第15条 甲は、業務主任技術者若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第8条第3項の

規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から7日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補業務)

第18条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときに限り、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第19条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条及び第22条において「設計図書等」という。)の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第21条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないとき又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下本条及び第30条において「天災等」という。)であつて、乙の責に帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第22条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第23条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第24条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日(第23条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合、又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用については、甲乙協議して定める。

(臨機の処置)

- 第27条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

- 第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。以下本条において「成果物等に係る損害」という。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の責に帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害については、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの(以下本条において「不可抗力」という。)により、試験等(以下本条及び第47条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 甲は、第9条、第18条から第22条まで、第24条、第27条、第28条、又は第30条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第33条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下本条において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 甲は、第32条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 乙は、保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする保証契約(公共工事

の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下本条及び次条において「保証契約」という。))を締結したときは、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、甲の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条の支払をしようとするときは、甲は支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

第38条 成果物について、甲が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下本条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用する第33条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、甲乙協議して定める。ただし、甲が、前2項において準用する第32条第1項の規定による請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

$$\text{指定部分に相応する業務委託料} \times (1 - \text{前払金の額} / \text{業務委託料})$$
 - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

$$\text{引渡部分に相応する業務委託料} \times (1 - \text{前払金の額} / \text{業務委託料})$$

(第三者による代理受理)

- 第39条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条第2項(第38条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する乙の業務中止)

- 第40条 乙は、甲が第35条又は第38条第1項若しくは第2項において準用する第33条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

- 第41条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項又は第4項(第38条第1項又は第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第42条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第38条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 甲の責に帰すべき事由により、第33条第2項(第38条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

- 第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) 業務主任技術者を配置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (5) 第45条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は前項の規定により契約が解除された場合において、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

- 第43条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止

法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (4) 乙(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

第44条 甲は、業務が完了するまでの間は、第43条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第46条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分(第38条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下本条及び次条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下本条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第47条 契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、乙は、第43条第1項又は第43条の2第1項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第3

- 8条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金(第38条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第43条第1項又は第43条の2第1項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分(第38条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第8条第3項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。
- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等
 契約の解除が第43条第1項又は第43条の2第1項によるときは乙が負担し、第44条又は第45条によるときは甲が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は乙が負担する。
- 6 第4項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条又は第43条の2によるときは甲が定め、第44条又は第45条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙のとりべき措置の期限、

方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第48条 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は甲の請求に基づき、業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(保険)

第49条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(賠償金の徴収)

第50条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金(以下「賠償金等」という。)を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで年3.7パーセントの割合で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

- 2 甲は、甲の支払うべき業務委託料の支払の日までに、乙の支払わなければならない額が支払われていない場合には、業務委託料と乙の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 3 前項の追徴をする場合には、甲は業務委託料と乙の支払うべき額とを相殺した日から、乙が相殺後に支払うべき追徴金に対して、乙の支払いの日まで年3.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第51条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務主任技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、

乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第15条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあつせん又は調停の手続きを請求することができない。

- 3 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。

(契約外の事項)

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

（令 3 規則 1 ・一部改正）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

様式第 4 ― 1 号（議決事件に係る契約書の様式）（第 1 0 条関係）

（令 3 規則 1 ・一部改正）

様式第 4 ― 2 号（議決事件に係る変更契約書の様式）（第 1 0 条関係）

（令 3 規則 1 ・一部改正）

様式第 5 ― 1 号（議決があったときの通知）（第 1 0 条の 2 関係）

（令 3 規則 1 ・一部改正）

様式第 5 ― 2 号（議決があったときの通知）（第 1 0 条の 2 関係）

（令 3 規則 1 ・一部改正）

様式第 6 号（その 1 ）

（令 3 規則 1 ・一部改正）

様式第 6 号（その 2 ）

（平 2 0 規則 2 0 ・令 3 規則 1 ・一部改正）